

# けいはんな地域SNS研究会 会 則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、けいはんな地域SNS研究会という。

(事務所)

第2条 この団体は、事務所を奈良県奈良市朱雀二丁目10番地3の31に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、けいはんな学研都市における地域SNSの社会的実証サービスの提供を通じて、地域コミュニティ形成の推進や各種市民活動の推進、当地域の広域的な連携を推進し、けいはんなのまちづくりに資する実践的な調査・研究を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、けいはんな学研都市において次の事業を行う。

- (1) 地域SNSの社会的実証サービス提供事業
- (2) 地域SNSの普及促進事業
- (3) 地域SNSに関する調査・研究
- (4) その他、地域SNSに関する事業

## 第3章 会員

(種別)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この団体の事業に賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この団体の目的に賛同するもの
  - (2) この団体の活動及び事業に協力できるもの
- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 正会員である法人又は団体が消滅したとき

(退会)

第9条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監 事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事は理事会において正会員の中から選任する。

2 監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この団体に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 役員の職務及び費用弁償
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回、会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面等をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 総会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、すみやかに臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、理事長若しくは理事の中から理事長が指名した者とする。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の決定、並びにその変更
- (4) 借入金、その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面等をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長若しくは理事の中から理事長が指名した者とする。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知

した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合はこの限りでないものとする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第 39 条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 42 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この団体の事業報告書、収支計算書及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第 46 条 この団体が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)



第 47 条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第 1 号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この団体が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 49 条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

## 第 9 章 雑則

(細則)

第 50 条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この会則は、平成 19 年 10 月 25 日から施行する。

2 この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田 忍
副理事長	鵜飼 雅則
同	岩橋 威夫
理事	西村 一朗
同	杉原 五郎
同	木戸 明美
監事	水野 義之

3 この団体の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年 2 月 3 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

4 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、理事長の定めるところによるものとする。

5 この団体の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、平成 19 年 2 月

3日から翌事業年度末までとする。

6 この団体の設立当初の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

①個人 ・ 入会金 金 5,000円

・ 年会費 金 2,000円

②法人 ・ 入会金 金 50,000円

・ 年会費 金 20,000円

(2) 賛助会員

①個人 ・ 入会金 金 3,000円

・ 年会費 金 1,000円 (1口)

②法人 ・ 入会金 金 30,000円

・ 年会費 金 10,000円 (1口)